

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

18

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

小学校専科教員に対する小学校教諭免許状の授与要件の緩和

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

中学校教諭普通免許状所持者が小学校教諭二種免許状を取得する場合に、小学校の専科教員の在職年数を含めるなどの軽減措置を講ずること。

具体的な支障事例

【現状】

中学校教諭普通免許状の所持者が、教育職員免許法別表第8に定める在職年数と修得単位数により小学校教諭免許状を取得する場合、在職年数については基礎となる免許状の学校種におけるものとされていることから、中学校教諭普通免許状所持者が小学校専科教員として勤務した期間を別表第8第3欄に定める在職年数に算入できない。このため、中学校での3年以上の勤務経験がないものの、小学校において長年にわたり専科教員として活躍してきた者が容易に小学校教諭免許状を取得できない状況にある。

【制度改正の必要性】

学習指導要領の改訂により2020年度から小学校5、6年生の外国語科及び3、4年生の外国語活動が導入されることから、中学校教諭普通免許状(外国語(英語))を持つ教員の、小学校教育における必要性が増している。

また、平成31年1月25日付け中央教育審議会答申(※1)において、「学校における働き方改革」の視点からも小学校の教科担任制の充実が挙げられたことに加え、平成31年4月17日付け文部科学大臣から中央教育審議会への諮問(※2)においても、教科担任制に関する検討を依頼するなど小学校における教科指導の充実が求められている。

※1「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」

※2「新しい時代の初等中等教育の在り方について」

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中学校教諭免許状を有した専科教員が小学校免許状を取得することにより、小学校教育及び小中連携教育のより一層の充実につながることが期待される。また、教員の人事配置等において柔軟な対応が取れるようになる。

なお、現状でも中学校免許保持者が小学校において専科教員として授業を行っており、その実務経験を基に免許状を授与することは実態に合ったものと考えられる。

根拠法令等

教育職員免許法第6条及び別表第8

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、仙台市、福島県、板橋区、川崎市、相模原市、栗島浦村、京都市、大阪府、高松市、愛媛県、熊本市、宮崎県

○当村の小学校と中学校は、小中同一校舎で教育活動を行なっている。そこで、中学校英語の免許を保有する教員が小学校教諭の免許を合わせて保有することは、教科における小中連携を推進するうえで有効に機能する。

○小学校免許を所持していない専科教員は、専門教科以外の指導ができないため、学校現場において柔軟な対応ができない状況にある。小学校での勤務年数を小学校免許取得時の在職年数に含めることができれば免許を取得する専科教員が増え、その結果、より柔軟で充実した指導ができるようになる。

○以下の支障事例が生じている

・小学校講師が不足しているので、小学校教諭免許状を持つ人が増えるのは人員配置面で有効である。

・小・中両方の免許を取得することで小中間での交流や異動等が容易となる。

・小規模の小中併設校の教員配置が行いやすくなり、学校運営上も有効である。

○小学校における教科担任制を推進するにあたり、中学校教諭免許状を有した専科教員が小学校免許状を取得することにより、教員の人事配置において柔軟な対応が取れるようになる。

○令和2年度からの学習指導要領の改訂に伴い、小学校での外国語活動の導入が全面実施されることから当県においても、小学校における専科教員の人数が増加している。今後も、増え続ける見込みであり、専科教員に対する免許法別表第8の授与要件を緩和することにより、隣接校種免許状の併用が促進され、また、外国語活動に対する対応以外にも、小中連携教育の更なる強化及び円滑な人員配置が可能となる。

○当団体では、小中一貫教育を推進しており、多様な交流・柔軟な人事配置を行いたいため、制度改正の必要性があると考える。

各府省からの第1次回答

ご要望いただいた教育職員免許法別表第8の改正については、平成31年4月17日に中央教育審議会に対して諮詢を行った「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の中、「新学習指導要領に示された児童生徒の発達の段階に応じた学習内容や指導の在り方を踏まえ、義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教員免許制度の在り方」においてご審議いただくこととしており、今後検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

中央教育審議会で検討していくものとのことであるが、本提案についても、教員免許に関する論点の一つとして位置付けて前向きに議論していただきたい。

あわせて、本案に御対応いただけたこととなった場合、その内容と今後のスケジュールについて、提示可能となった時点で御提示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

できるだけ早期の提案実現に向け、積極的な方向で検討を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数については、中学校における教員としての在職年数と同様に、小学校専科教員としての在職年数も算入する方向で検討し、2020年度中を目途に中央教育審議会にて結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講じてまいりたい。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(5) 教育職員免許法(昭24法147)

(iv) 中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数については、中学校における教員としての在職年数と同様に、小学校における教員としての在職年数も算入する方向で検討し、中央教育審議会での議論も踏まえ、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。